

三鷹市議会議員

<平成20年10月>

あつみのりひさ

渥美典尚 活動報告



連絡先：〒181-0004 三鷹市新川4-24-7 あつみのりひさ と歩む会

電話：0422-48-6338 FAX：0422-44-9568

www.atsuminorihi.net an@atsumiya.co.jp

9月2日から9月30日まで、平成20年三鷹市議会第3回定例会が開催されました。今回の議会での大きな議題としては、平成19年度決算審査のため決算審査特別委員会が組織され、審議されました。また、条例の一部改正、補正予算、教育委員の任命（再任）などが審議されました。

詳細は、広報みたか、みたか議会だより、三鷹市ホームページなどをご覧ください。

## 平成20年第3回定例会（9月議会）

### にて一般質問をしました。

◆三鷹市議会9月議会にて6回の議会連続になる市政に関する一般質問を行いました。質問内容概要と、市側答弁概要は以下の通りです。

『緑豊かな環境都市・

三鷹市を維持するための方策について』

【質問】

**\*自治体版ナショナル・トラスト方式の活用について\***

高環境を謳う三鷹市には、武蔵野の面影を残す雑木林等が各所に点在している。また三鷹市内には都市公園や児童公園、児童遊園、青少年広場などが200カ所以上ある。それらは市民にとって大切な憩いの場であり貴重な財産である。そのような公園には、民間より貸借している箇所が多くある。将来、地主が売却の意思を持った際、直ぐに買い取る手配はなかなかできない。まとまった面積の土地を買い取ることは多額の支出を伴い、財政から考えても難しい。そこでナショナル・トラスト制度の活用についてお伺いする。

ナショナル・トラストとは、19世紀末の英

国で歴史的建築物の保護を目的として創設された「ボランティア団体」である。産業革命の頃、自然環境や歴史的な遺産が次々と失われていた。このような状況のもと、1895年にナショナル・トラストが設立された。市民から広く寄付金を募り、土地や建造物の買い取りをしたり、持ち主から寄贈を受けたりして、保存、管理、公開をし、将来へ永遠に残していこうという市民による運動だ。同様の趣旨を持って活動する運動、あるいは理念そのものが「ナショナル・トラスト」と称される。この流れは世界各地で行なわれ、大きな功績を挙げている。

静岡県清水町に流れる柿田川でも、(財)柿田川みどりのトラストが設立されたことにより、現在の美しい自然を再生し維持している。

このナショナル・トラストの取り組みを三鷹市においても活用できないか。将来に渡って遺していきたい広場や雑木林、民有地の貴重な緑地などの取得財源として活用が考えられるのではないか。これら整備に特定される資金を集めるのであれば、市民からも理解や協力は得やすいと思われる。また、その分野のNPOや財団との連携についてどう考えるか。

【答弁】

市内公園等の約19%は借地公園である。これらを公有地化するには新たな資金確保の仕組みが必要だ。ナショナル・トラスト方式の活用は市民の意識を高めるのにも有用である。

市民との協働によりNPOとしての設立準備を進めている・仮称「花と緑のサポート組織」の事業展開の中でも、新たな公有地化財源のひとつとして十分な検討をしていきたい。

【質問】

**\*ふるさと納税制度の活用について\***

本年4月の地方税法等改正により導入され

たふるさと納税だが、緑地や公園などの整備用財源として有効に活用できるのではないか。

ふるさと納税は、納税という名前こそ付いているが形式的には自治体への寄付である。三鷹には、「三鷹の森」と名を冠したジブリ美術館があり、日本中からの注目も高い。この三鷹の森を絡めた、例えば「三鷹の森育成納税」、「三鷹の森育成基金」などとPRすることができればふるさと納税の募集に有効ではないか。

ふるさと納税制度を活用し、緑地や公園などの取得や整備に活用される財源として活用することについてどのように考えるか。

#### 【答 弁】

現在の厳しい財政事情において、ふるさと納税制度を活用した財源確保は大変重要である。三鷹の森など、市の魅力ある施策をメニューとして活用し、PRしていきたい。また、募金者に対する「感謝の気持ちを表す形」（特典）なども積極的に検討していくことで、募金が増えればと考える。始まったばかりのふるさと納税制度だが、今後の推移を見守りながら適切に対応していきたい。

#### ～総務常任委員会 視察に参加～

10月22日～23日、総務委員会視察にて、

- ①仙台市 シティーセールス戦略、②多賀城市 市内商店のポイントカードによる納税制度、③福島市 総合評価落札方式を視察しました。なお、視察先選定は渥美が担当しました。

①は、仙台というまちを如何にブランドとして売込んでいこうかという施策です。三鷹でも市のブランド化を商工会や観光協会が中心となり推進しています。仙台は政令市なので施策規模がはるかに大きいのですが、見習うべき取り組みが多々あり、活用できればと思います。

②は、市内商店で貯まったポイントカードや市内共通商品券を市税の納税にも活用できるものです。納税についてはごく簡単な仕組みですが、商工会主導により市内の商店用に共通のポイントカードを発行している点は、三鷹の商業活性化のためにも興味深いシステムでした。

③は、価格だけによらず、業者の施工能力や施工実績、また奉仕活動の実績など、総合的な

評価をし、落札者を決める取り組みです。無理な価格での入札を無くし、適正な価格で適切な工事も促せる画期的な取り組みです。三鷹でも検討すべき施策となるでしょう。

#### ☆平成19年度 決算について☆

自治体の経営状態をはかる目安の数値として、①「財政力指数」、②「経常収支比率」、③「公債費比率」が注目されます。

①は、地方公共団体の財政力を示すものです。一般財源の必要額に対し、市税等の一般財源収入額がどの程度確保されているかを表す指数です。指数が「1」を超えるほど財源に余裕があるとみなされます。

②は、財政の弾力性（ゆとり）を見る指標です。使途を制限されない経常的な収入に対して、経常的な支出（人件費、公債費、扶助費等の毎年経常的に支出されるもの）の比率が低いほど、財政にゆとりがあり、さまざまな状況の変化に柔軟に対応できることを示します。一般的に75%程度が妥当と考えられ80%を超えると弾力性を失いつつあるとされています。

③は、毎年度の支出全体に占める公債費（借金返済のための支出）の額の割合。この比率が高いほど、借金が多く財政の硬直化が進んでいることを示しています。この比率が10%を超えないことが望ましいとされています。

三鷹市の数値	19年度	18年度	対 比
財政力指数	1.267	1.266	0.001P 増
経常収支比率	89.8%	86.5%	3.3P 増
公債費比率	9.1%	9.8%	0.7P 減

平成16年度に市が策定した「行財政改革アクションプラン2010」では、②は「概ね80%を越えないこと」、③は「概ね12%を越えないこと」を目標としており、いずれも目標値を達成しています。しかしながら、少子高齢化や経済の低迷、税源移譲の影響などにより近い将来は市税収入の大きな減少が見込まれます。国への制度改革の要望を強くし、施策の重点課題を選別して経営資源の集中をし、より効率的に、より節制し、透明性ある自治体経営が今後ますます重要視される三鷹市の財政です。